

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 老人 老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から費用額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額。この場合において、同一の月における当該一部負担金の額は、外来に係る医療費の場合であつて、<u>その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合は、8,000円）</u>とし、入院に係る医療費の場合であつて、<u>その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合は、15,000円を超えるときは15,000円）</u>とする。ただし、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p> <p>(4) 障害者 障害者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 老人 老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から費用額の100分の20 <u>（所得を有しない者である場合には、100分の10）</u>に相当する額を一部負担金として控除した額。この場合において、同一の月における当該一部負担金の額は、外来に係る医療費の場合であつて<u>その額が8,000円を超えるときは8,000円</u>とし、入院に係る医療費の場合であつて<u>その額が24,600円を超えるときは24,600円</u>（所得を有しない者である場合は、15,000円を超えるときは15,000円）とする。ただし、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p> <p>(4) 障害者 障害者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各</p>

改正案	現 行
<p>法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合は、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 費用額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合は、1,600円）を限度とする。</p> <p>(5) 高齢障害者 高齢障害者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、高確法の一部負担金の額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 前号アの額</p> <p>イ 入院療養である場合 高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合は、1,600円）を限度とする。</p> <p>(6) 母子家庭の母及びその監護する児童，父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童，父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合にあつては被保険者等負担額に相当する額から、高確法の給付が行われた場合にあつて</p>	<p>法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合は、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 費用額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合は、1,600円）を限度とする。</p> <p>(5) 高齢障害者 高齢障害者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、高確法の一部負担金の額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 前号アの額</p> <p>イ 入院療養である場合 高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合は、1,600円）を限度とする。</p> <p>(6) 母子家庭の母及びその監護する児童，父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童，父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合にあつては被保険者等負担額に相当する額から、高確法の給付が行われた場合にあつて</p>

改正案	現 行
<p>は高確法の一部負担金に相当する額から、それぞれ次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 <u>保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合は、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</u></p> <p>イ 入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合は <u>費用額の100分の10に相当する額</u>とし、高確法の給付が行われた場合は <u>高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額（いずれも保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）</u>とする。<u>ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合は、1,600円）を限度とする。</u></p> <p>2・3 （省略）</p>	<p>は高確法の一部負担金に相当する額から、それぞれ次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 <u>第4号アの額</u></p> <p>イ 入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合は <u>第4号イの額</u>とし、高確法の給付が行われた場合は <u>前号イの額</u>とする。</p> <p>2・3 （省略）</p>

■平成26年7月以降の芦屋市福祉医療費助成制度（老人医療／母子家庭等医療）の改正概要

(1) 老人医療費助成制度

	現行	改正案
低所得Ⅱ	負担割合 2割負担 外来 8,000円限度／月 入院 24,600円限度／月	負担割合 同左 外来 <u>12,000円</u> 限度／月 入院 <u>35,400円</u> 限度／月
低所得Ⅰ	負担割合 1割負担 外来 8,000円限度／月 入院 15,000円限度／月	負担割合 <u>2割負担</u> 外来 同左 入院 同左

← 低所得者（低所得Ⅱ基準）
市町村民税世帯非課税者で、かつ、公的年金等の収入金額を加えた所得金額が80万円以下の者

← 所得を有しない者（低所得Ⅰ基準）
市町村民税世帯非課税者で、世帯員全員が公的年金等の収入金額80万円以下かつ所得金額がない者

※ 現行の対象者（65歳から69歳までの者）については、経過措置として年齢が70歳に到達するまでの間、現行の助成を継続する。

15-4

(2) 母子家庭等医療費助成制度

	現行	(参考) 県改正案	改正案
一般	一部負担金（限度額／月） 外来 600円／月2回限度 入院 1割（2,400円限度）	助成対象外	一部負担金（限度額／月） 外来 <u>800円</u> ／月2回限度 入院 1割（ <u>3,200円</u> 限度）
低所得者	一部負担金（限度額／月） 外来 400円／月2回限度 入院 1割（1,600円限度）	同左	同左

↑ 市改正後「一般」所得基準（現行のとおり）
児童扶養手当（一部支給）の所得制限基準

市単独事業

↓ 県改正後「一般」所得基準
児童扶養手当（全部支給）の所得制限基準

← 「低所得者」基準
市町村民税世帯非課税者で、かつ、公的年金等の収入金額を加えた所得金額が80万円以下の者